

## 第8期介護保険事業計画に基づく 特別養護老人ホームの増床に係る公募について

第8期介護保険事業計画に基づき、既存の特別養護老人ホームの増床を行います。

市内の既存特別養護老人ホームを対象に公募を実施し、計画した10床を希望が上回る場合は、選定基準を基に採点し、決定する予定です。

つきましては、2ページ目の選定基準(案)をこの審議会にてお諮りさせていただきます。

### < 参考 >

#### 1 対象施設

横須賀市内に所在する特別養護老人ホーム

#### 2 増床方法

特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所(以下、ショートステイ)の床を特別養護老人ホームの床に転換

\*転換後、転換した特別養護老人ホームの床が空いている時は、短期入所生活介護の床として活用可能

#### 3 スケジュール(予定)

- (1) 希望調査 1月24日(月) ～ 2月7日(月)
- (2) 社会福祉審議会高齢福祉専門分科会にて、選定方法(案)の審議
- (3) 申出書提出 2月中旬～2月下旬  
\*意向調査にて希望する施設に別途、提出を依頼します。
- (4) 選 定 3月上旬～中旬  
\*希望床数が10床以上の場合は、採点により選定
- (5) 結果通知 3月下旬
- (6) 転換時期 令和4年度中

特別養護老人ホーム増床（併設短期入所生活介護事業所床からの転換）に係る選定基準（案）

以下、4要件による採点での順位により選定します。選定ラインで同点の場合は、抽選とします。

NO	要件	採点(10点)	採点(7点)	採点(5点)	採点(3点)	採点(1点)	採点(0点)	要件設定の考え方
1	特別養護老人ホーム稼働率 (令和3年10月から12月の平均)	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	特別養護老人ホームの稼働率が高いほど、稼働しづらい状況にあるため、増床が必要と考えます。
	【高いほど採点が高い】	98%以上	97%以上	96%以上	95%以上	94%以上	94%未満	
2	転換元であるショートステイの稼働率 (令和3年10月から12月の平均)	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	転換の優先要件の1つとして、転換元のショートステイの一部が転換しても利用者に影響がないことが考えられます。稼働率が低い場合、空きがあるということになりますので、転換しても影響が少ないということになります。
	【低いほど採点が高い】	75%未満	80%未満	85%未満	90%未満	95%未満	95%以上	
3	転換後もショートステイのニーズに対応できる体制や取り組みが計画されている	具体的に計画されている	—	—	—	総合的な計画にとどまっている	計画の記載がない	ショートステイの必要性を理解し、転換によりショートステイの床が減少することに対して、前向きに対応する取り組みの姿勢を評価します。

2

NO	要件	採点(5点)	採点(4点)	採点(3点)	採点(2点)	採点(1点)	要件設定の考え方
4	ショートステイ床数 /特別養護老人ホーム床数  【高いほど採点が高い】	転換後の ショート床 /特養床 16%以上	転換後の ショート床 /特養床 13%以上	転換後の ショート床 /特養床 10%以上	転換後の ショート床 /特養床 9%以上	転換後の ショート床 /特養床 9%未満	転換にあたり、優先要件の1つとして、ショートステイのニーズに対応するため、市全体のショートステイ床数を一定数確保する必要があります。各施設が一定数の割合でのショートステイ床の確保をすれば、市全体のショートステイ床数は、安定したものになると考えます。 5期計画時に、ショートステイの転換による増床を行いました。この時の方針としてショート床/特養床において、約10%を確保としました。

\* NO1～4において、記載がないものについては、0点で採点

## P 2 基準の設定根拠について

【共通】基準値は、採点（3点）に設定しています。

### NO1 特別養護老人ホーム稼働率

#### (1) 基準値について

稼働率を公表している市内施設の平均値（R1）と福祉医療機構調査データ（R1）令和元年度市内特養20施設のうち、稼働率を公表している7施設の平均稼働率（A）と参考値として福祉医療機構「2019年度特別養護老人ホームの経営状況について」に記載の特養稼働率（B）を見比べると、（A）95.9%、（B）94.2%と、差が少ないため、（A）（B）の平均値である95%を基準値としました。

\* 福祉医療機構の調査対象は、開設後1年以上経過している5,156施設

\* 福祉医療機構の数値については、令和2年度分はないため、令和元年度分を採用し、市内施設の数値も令和元年度分を採用しました。

#### (2) 採点ごとの数値の設定について

稼働率を公表している既存施設の稼働率は96%から98%に該当施設が集中しているため、採点差がつくよう1%間隔としました。

### NO2 ショートステイ稼働率

#### (1) 基準値について

稼働率を公表している市内施設の平均値（R1）と福祉医療機構調査データ（R1）令和元年度市内特養20施設のうち、稼働率を公表している7施設の平均稼働率（A）と参考値として福祉医療機構「2019年度特別養護老人ホームの経営状況について」に記載のショートステイ稼働率（B）を見比べると、（A）96.4%、（B）83.6%と乖離がありますが、（A）（B）の平均値である90%を基準値としました。

\* 福祉医療機構の調査対象は、開設後1年以上経過している5,156施設

\* 福祉医療機構の数値については、令和2年度分はないため、令和元年度分を採用し、市内施設の数値も令和元年度分を採用しました。

#### (2) 採点ごとの数値の設定について

稼働率を公表している既存施設の稼働率は70%台から100%と該当施設が幅広い範囲で散布しているため、採点差を考慮して5%間隔としました。

#### NO4 ショートステイ床／特別養護老人ホーム床

既存施設の床数を基に算出する基礎配点となりますので、『採点ごとの数値の設定について』は、NO1・2・3とは区別して、以下の設定とします。

##### (1) 基準値について

第5期計画時のショートステイ床から特養床への転換の増床時に、各施設において、一定割合の併設ショートステイを確保するよう、特養床に対し、ショートステイ床の約10%を確保する方針としていました。第8期計画でも、同じ方針とします。

##### (2) 採点ごとの数値の設定について

NO1・2・4と同様に5段階とするが、配点を変え、点差を最小限に設定

① 1・2・3・4・5点と5段階で配点し、点差を最大4点差に設定しました。

② 9%未満：1点[1施設]、9%以上：2点[6施設]、10%以上：3点[3施設]、13%以上：4点[5施設]、16%以上：5点[5施設]に設定しました。

\*[ ]は該当する施設数です。